

第 5 次総合計画(案)に対するパブリック・コメント募集

第 5 次総合計画（案）に対するあなたのご意見をお聞かせください。

本市では、行政運営の総合的な指針である総合計画を昭和48年にはじめて策定し、以後、現行の第4次総合計画(計画期間:平成19年から平成27年まで)に至るまで3回の改定を行い、計画的なまちづくりを推進してきました。今後、本格的な少子高齢化・人口減少社会を迎える中、自立した自治体経営と都市の個性や特性を生かしたまちづくりを展開するため、市では、第5次総合計画の策定に取り組んでいます。

第5次総合計画（案）については、市長から和泉市総合計画審議会へ諮問がなされ、同審議会において審議が行われてまいりました。審議会において検討がなされた第5次総合計画(案)について、市民の皆様からの意見を募集します。

なお、いただいたご意見については、和泉市総合計画審議会において審議等を行うとともに、意見の概要について、ホームページ等により一定期間公表します。(個別回答は、行いませんので、ご了承ください。)

募集内容は、次のとおりです。

1. 募集内容

「第 5 次総合計画（案）」をご覧ください、あなたのご意見を「意見提出用紙」に記載して提出してください。

※第 5 次総合計画（案）に関する内容についてご意見を募集しており、市行政全体に関わる意見募集ではありません。

2. 募集期間 平成28年3月4日（金）～平成28年4月4日（月）（必着）

3. 提出方法

別紙「意見等提出用紙」により、郵送、FAX、電子メール、市役所への持参のいずれかの方法で提出してください。電話による受付はいたしませんのでご了承ください。

【郵 送 の 場 合】〒594-8501 和泉市市長公室政策企画室あて
(住所の記載は不要です)

【F A X の 場 合】0725-45-9352 和泉市役所政策企画室あて

【電子メールの場合】メールアドレス p-soukei@city.osaka-izumi.lg.jp

【持 参 の 場 合】和泉市役所1号館3階 政策企画室まで

4. ご意見を提出できる市民等

- ・本市の区域内に住所を有する者
- ・本市の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- ・本市の区域内に存する学校に在学する者
- ・本市の区域内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- ・本市に対して納税義務を有するもの
- ・上記のほか、パブリックコメント手続の対象となる事案に利害関係を有すると認められるもの

5. 資料等の入手（閲覧）方法

「第 5 次総合計画（案）」・「意見等提出様式」は、市のホームページの他、以下の場所で閲覧できます（平成28年3月4日（金）から公表）。

市政情報コーナー（市役所1号館2階）、政策企画室（市役所1号館3階）、和泉図書館（和泉府中駅前フチュール和泉内）、シティプラザ図書館、にじのとしょかん（人権文化センター内）、南部リージョンセンター図書室、北部リージョンセンター図書室

6. 提出いただいたご意見の取扱い

- ①提出いただいた方の氏名・住所などの個人情報は一切公表いたしません。
- ②提出いただいたご意見の概要を集約して、ホームページ等により一定期間公表いたします。
- ③本パブリック・コメントは、具体的なご意見の収集を目的としています。内容が本件に合致しないものや、趣旨が不明瞭なものなどについては、第5次総合計画（案）に対する意見として取り扱わない場合があります。

7. ご意見をいただく際の留意事項

- ①提出様式には、氏名、住所を記載してください。（氏名、住所は一切公表いたしません）記載されていない場合は、受付できません。
- ②意見等提出様式に書ききれないときは任意の様式により提出いただいてもかまいません。

8. 問合せ先

〒594-8501 大阪府和泉市府中町二丁目7番5号

和泉市役所 市長公室 政策企画室

電話：0725-99-8102（直通）

FAX：0725-45-9352

メールアドレス：p-soukei@city.osaka-izumi.lg.jp